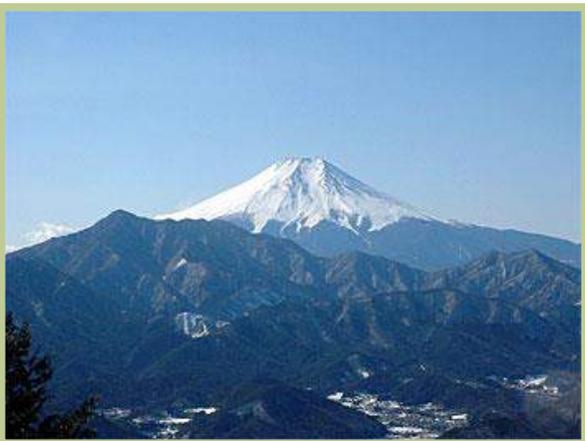


(素案)

第2次都留市環境基本計画

【繋がります！人と自然がいつまでも輝くまち】

平成29年度～平成38年度



平成29年3月 都留市

目 次

第 1 章 都留市環境基本計画の改定にあたって	1
第 1 節 計画の目的と改定の背景	1
第 2 節 計画の位置づけ	3
第 3 節 計画改定の考え方.....	4
第 4 節 計画改定のプロセス.....	5
第 5 節 計画の期間.....	6
第 6 節 計画の対象.....	7
(1) 対象とする地域の範囲.....	7
(2) 対象とする環境の範囲.....	7
第 7 節 計画の主体と各主体の役割.....	8
第 2 章 目指すべき環境像と基本目標	9
第 1 節 目指すべき環境像.....	9
第 2 節 基本目標と方向性.....	10
第 3 節 施策の体系.....	14
第 3 章 数値目標と目標を達成するための取り組み	15
基本目標ごとの目標.....	15
「基本目標Ⅰ 豊かな自然との共生」	16
「基本目標Ⅱ 健康・快適・安全な生活環境の創造」	23
「基本目標Ⅲ 地球にやさしい循環型社会の創造」	29
「基本目標Ⅳ 環境保全を進める参加と協働の取り組み」	36
第 4 章 計画の推進と進捗管理	41
第 1 節 推進体制.....	41
第 2 節 推進管理.....	42

第 1 章 都留市環境基本計画の改定にあたって

第 1 節 計画の目的と改定の背景

緑豊かな山々に囲まれた本市は、富士山を源とする桂川の美しい渓谷や周囲の山々からもたらされる清流、豊富で清冽な湧水などに恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力と英知の積み重ねにより自然と共生しながら、城下町としての歴史と文化の香り高いまちとして発展を続けてきました。

しかし、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムや、近代的ライフスタイルの定着による環境への負荷は、市街地を中心とした河川水質の悪化や、廃棄物の増加、森林の荒廃等、私たちの生活に直結した環境問題として無視できないものになっています。

さらに、地球規模の環境問題は深刻化し、世界各国での取り組みが急務となっています。

そこで、本市は、『都留市環境基本条例（以下「条例」という。）』に基づき、平成 19 年 3 月に『都留市環境基本計画（以下「前基本計画」という。）』を策定し、次に掲げる基本理念をもとに、「人と自然が共生する環境のまちづくり」の実現に向けて、地域の環境保全活動に取り組んできました。

都留市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

第 3 条 環境の保全等は、未然防止の原則の下に、市民が健康で安全でかつ快適に暮らすうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを実現するため、すべてのものが協働することによって行わなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、すべての者が日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組により推進しなければならない。

前基本計画の期間中（平成 19 年度～平成 28 年度）の平成 23 年 3 月に発生した、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の拡散やエネルギー対策など環境に直面する様々な課題をもたらしました。

このような状況を踏まえ、平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画¹では、「安全」が確保される社会基盤のもと、「低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成」されることを目指すべき持続可能な社会の姿としました。

¹【第四次環境基本計画】環境基本法第 15 条に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画。政府が一体となって進める施策とともに、国民をはじめ多様な主体に期待する役割について示されている。

また、地球温暖化対策については、平成 27 年 12 月の国連会議（COP21¹）において、2020 年で失効する京都議定書以降の新たな国際的な枠組み「パリ協定²」が採択され、本市においても国の方針に基づく対応が求められています。

前基本計画策定から 10 年が経過し、本市を取り巻く社会情勢や環境の状況は刻々と変化しています。人口減少や少子高齢化が進むなか、本市の豊かな自然環境や安全な暮らしを守り、将来の世代に確実に引き継いでいくには、市民一人ひとりが環境問題を受け止め、様々な主体が共通意識を持ちながら互いに協働し、現実を的確にとらえた環境への取り組みを行っていかねばなりません。

そこで、前基本計画が計画の期間を満了したこと、本市を取り巻く環境の状況、国内外の動向を踏まえ、『第 2 次都留市環境基本計画（以下「新基本計画」という。）』として改定します。



【写真：太郎・次郎滝（夏狩）】

¹ 【COP21】国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議のこと。

² 【パリ協定】2015 年にパリで開催した COP21 において採択された、京都議定書以降 18 年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組みで、気候変動枠組条約に加盟する 196 カ国すべてが参加する世界初の枠組み。

第3節 計画改定の考え方

① 上位計画や個別計画、関連計画との効率的・効果的な連携

国及び県の環境基本計画との整合性を図り、本市の長期総合計画を基準としたそれぞれの分野計画との関連を精査し、また、環境に関する個別計画や関連計画が掲げる事項を踏まえて検討を行い、各計画との効率的で効果的な連携を図るための改定を行います。

また、新基本計画の目指すべき環境像、施策の方向性については、長期総合計画に沿った見直しを行います。

② 本市の環境の現状及び地球規模での環境に関する動向の把握による適切な見直し

前基本計画の進捗状況と計画実行による効果の確認、様々なデータによる本市の環境の現状分析、市民の環境問題への関心などの把握を行い、地球温暖化対策を主軸とした環境問題に関する国際的な動向や情勢の変化を視野に入れた適切な改定を行います。

③ 各主体の役割の明確化

新基本計画は、新たな目指すべき環境像の実現に向け、市、市民、事業者、教育機関などすべての主体が自らの役割を果たしながら連携・協働して、効果的に推進していかなければならないことから、すべての主体が新基本計画を共有し推進できるよう、各主体の役割を明確に示し、わかりやすい計画づくりを目指します。

都留市環境基本条例（抜粋）

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により都留市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、都留市環境審議会の意見を聴かななければならない。

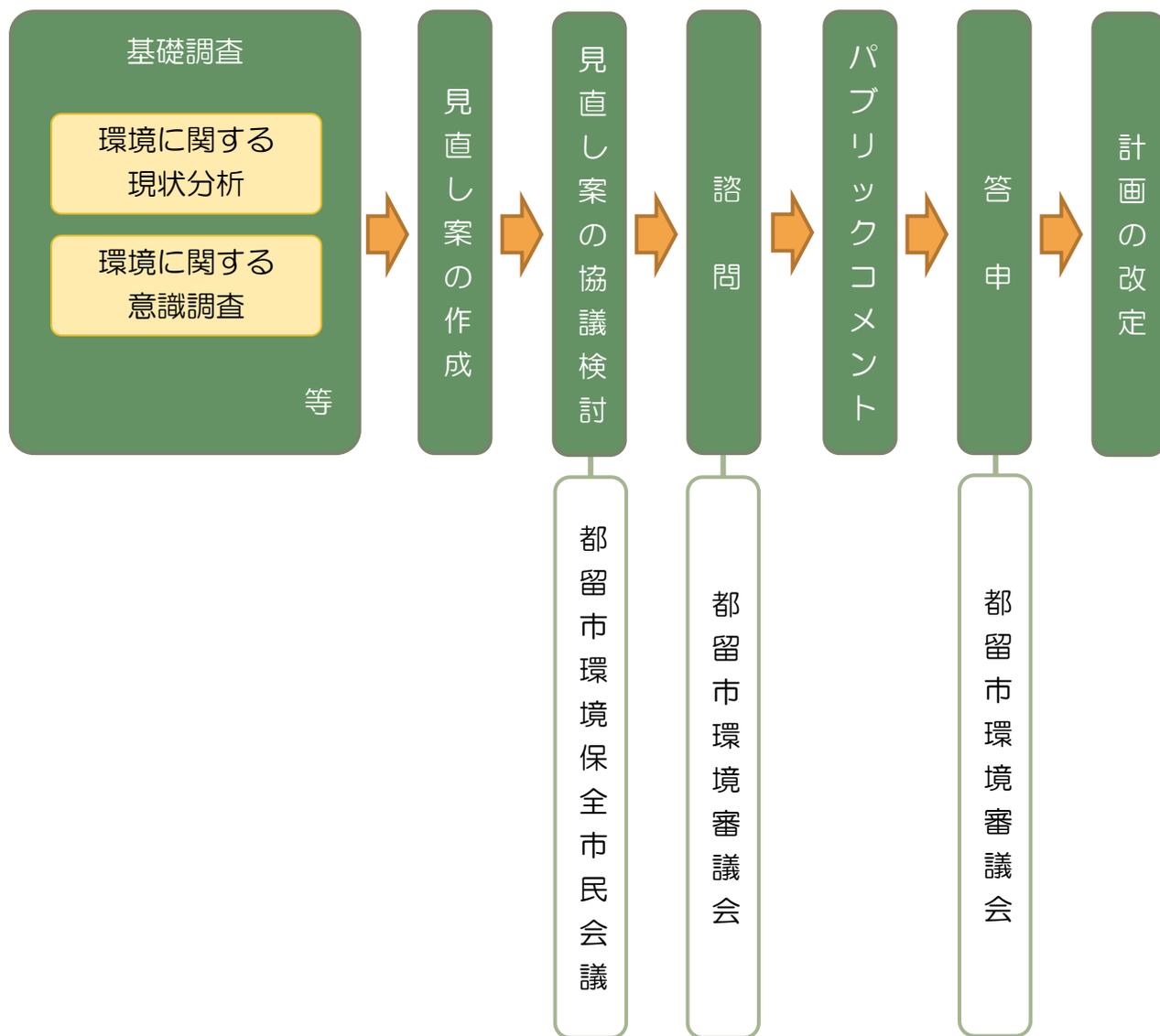
4 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（環境基本計画との整合）

第10条 市長は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第4節 計画改定のプロセス

新基本計画は、平成28年4月から6月にかけて本市の環境に関する現状分析を、また8月から10月にかけて市民（一般市民、小中学生）・事業者に対して環境に関する意識調査等の基礎調査を行い、見直し案を作成しました。見直し案について都留市環境保全市民会議の協議での協議及び検討により素案を作成し、素案について都留市環境審議会へ諮問を行いました。都留市環境審議会での審議と並行してパブリックコメントを実施し、都留市環境審議会からの答申を得て平成29年3月に新計画「第2次都留市環境基本計画」として改定しました。



第5節 計画の期間

新基本計画は、長期総合計画で市の将来像として掲げる「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」を実現するための生活・環境部門の方向性「繋がります！人と自然がいつまでも輝くまち」を目指し取り組むための計画であるため、新基本計画の目標年度を長期総合計画の最終年次に合わせ、平成29年度から平成38年度までの10年間とし、急激な社会情勢の変化や様々な環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

第6次都留市長期総合計画（抜粋）

第6章 まちづくりの方向と行政運営方針、推進体制

1. まちづくりの方向

私たちは、私たちのまちのあるべき将来像を実現するため、次の6つのまちづくりの方向を定め、取り組むこととします。

【産業・基盤分野 「創ります！しごととくらしの充実したまち」】

略

【福祉・子育て・健康分野 「育みます！優しさと元気のまち」】

略

【教育分野 「輝かせます！学びあふれるつるのまち」】

略

【生活・環境分野 「繋がります！人と自然がいつまでも輝くまち」】

私たちが共存している地域環境資源は、今ここに生きる私たちだけのものではなく、将来の世代にわたって享受されるべきかけがえのないものです。このため、一人ひとりが環境負荷を軽減し、持続的な発展が可能となるようなまちを実現します。また、自然とまちの機能がバランスよく調和した、だれもが安全で快適に暮らせる魅力あるまちを目指し、環境や景観の保全に努めます。

【安全・安心、コミュニティ分野 「紡ぎます！人と人のつながりのまち」】

略

【行財政分野 「実行します！新しいステージへ」】

略

第6節 計画の対象

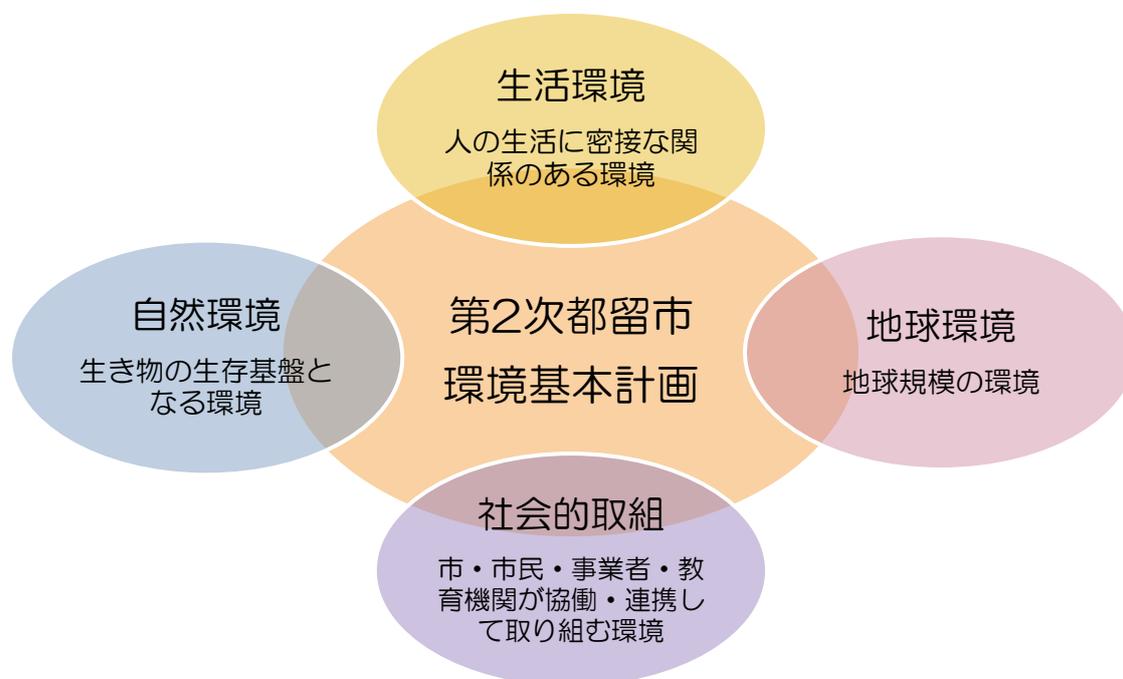
(1) 対象とする地域の範囲

新基本計画は、本市の全域を対象とし、本市だけでは解決できない広域的課題及び地球環境問題等については、周辺地域、県などと連携・協力して対応することとします。

(2) 対象とする環境の範囲

新基本計画が対象とする環境の範囲は、本市の自然特性やこれまでの環境に対する取り組みを踏まえ、自然環境や生活環境のみならず、再生可能エネルギー¹の有効活用や未来の環境をみつめた環境教育など、様々な分野において環境とのかかわりあいを加味した以下の4分野とします。

分野	環境要素（環境項目）
① 自然環境	空気、水（河川、湧水、地下水）、森林、土壌、動物、植物等、生き物の生存基盤となる環境
② 生活環境	大気、水質、騒音、悪臭、廃棄物、振動、景観等、人の生活に密接な関係のある環境
③ 地球環境	資源の循環型活用システムの構築、再生可能エネルギーの利用、省エネルギーの推進、地球温暖化対策等、地球規模の環境
④ 社会的取組	環境教育の充実、環境保全活動の推進、環境情報の発信、美化活動等、市・市民・事業者・教育機関等が協働・連携して取り組む環境



¹ 【再生可能エネルギー】太陽光や水力、風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO2を排出させない」ことが大きな特徴。

第7節 計画の主体と各主体の役割

新基本計画では、市・市民・事業者・教育機関の各主体が条例に定める基本理念にのっとり、常に協働しながら自然環境や生活環境が調和した取り組みを自主的に行い、各主体が自らの役割を果たしながら、人と自然がいつまでも輝くまちづくりを推進します。

主 体	役 割
市 ¹	<ul style="list-style-type: none">■環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを推進すること。■率先して自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に努め、市民・事業者及び教育機関との協働を図ること。■市民・事業者・教育機関等が行う環境保全及び創造活動への支援を行うこと。■教育機関と連携し、環境教育及び環境学習を積極的に推進すること。
市民 ²	<ul style="list-style-type: none">■日常生活において、資源やエネルギーの有効活用、廃棄物の減量化に努め、環境負荷の低減に配慮したくらしを実践すること。■環境に関する学習に努め、環境保全に向け自主的に取り組むこと。■市の施策や地域が実施する環境の保全及び創造に関する活動に積極的に参加・協力すること。
事業者 ³	<ul style="list-style-type: none">■事業活動が環境に与える影響等について認識し、経済活動の中に環境要素に関する視点を組み込み、自主的取り組みを実践すること。■事業活動に伴う環境への負荷の低減、公害の防止、自然環境の適正な保全、情報の提供に努めること。■市の施策や地域が実践する環境の保全及び創造に関する活動に積極的に参加・協力すること。
教育機関 ⁴	<ul style="list-style-type: none">■他の主体と連携して、環境教育・環境学習を積極的に推進すること。■環境の保全等に関する知識、情報、研究結果を積極的に発信し、市民・事業者等の環境保全意識の醸成に協力すること。

¹【市】市役所には、地方自治体としての「市」と、事業を営む場としての「事業者」のふたつの主体としての役割があり、ここでは、地方自治体業務をいう。

²【市民】ここでは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学するものをいう。

³【事業者】ここでは、市の区域内において事業を営む個人又は法人をいう。

⁴【教育機関】ここでは、市の区域内にある保育園、学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学校、大学、大学院）、図書館、博物館、公民館、教育に関する専門的・技術的事項の研究を行う施設をいう。

第2章 目指すべき環境像と基本目標

第1節 目指すべき環境像

生活の多様化、高度化の進行とともに、豊かで便利な生活を享受することができるようになった反面、私たちが今後取り組まなければならない課題はあまりにも多くなっています。豊かな未来は、心の豊かさを実感できる成熟した社会であり、魅力あるまちとは豊かな環境を持つまちです。美しい自然と豊かな歴史・文化が感じられ、住む人々がその環境と調和して、落ち着いた暮らしができるまちが求められています。

そこで、本市が目指す環境像（キャッチフレーズ）を以下のように定めます。

「繋がります！人と自然がいつまでも輝くまち」

また、本市の目指す環境の将来像を実現するために、4つの基本目標を定め、それぞれの施策を展開します。

【計画の基本目標】

- 《基本目標Ⅰ》 豊かな自然との共生
- 《基本目標Ⅱ》 健康・快適・安全な生活環境の創造
- 《基本目標Ⅲ》 地球にやさしい環境負荷の少ない循環型社会の創造
- 《基本目標Ⅳ》 環境保全を進める参加と協働の取り組み

第2節 基本目標と方向性

《基本目標Ⅰ》

『豊かな自然との共生』

環境の将来像1：清冽な水を守り、水と親しむまち

環境の将来像2：緑を守り、豊かに育むまち

周囲を山々で囲まれた本市は、森林、緑地、農地など豊かな緑を守り引継いできました。これらの緑は様々な植物や動物の生息地になるだけでなく、光合成による樹木への二酸化炭素の固定と酸素の排出、土砂災害の防止、水源涵養¹、景観の形成等、重要な役割を果たしています。

また、富士山や他の山々からもたらされる湧水や清流は、本市特有の文化や歴史を育み、わたしたちの日常生活にさまざまな恩恵をもたらしてくれています。

このような豊かな自然環境や水資源を次の世代に確実につなぐために、森林や山林の維持管理による水源涵養、豊富で清らかな湧水や地下水の保全及び活用、河川の水質改善や河川清掃などによる水辺環境の保全に取り組むことによる「豊かな自然との共生」を目指します。

環境の将来像

1. 清冽な水を守り、水と親しむまち

2. 緑を守り、豊かに育むまち

施策の方向性

- ①市内水域の水質改善の推進
- ②湧水や地下水の保全・活用
- ③水辺の環境保全

- ①森林、山林等の緑の保全・創造
- ②生物多様性の保全
- ③環境保全型農業の推進



【写真：水掛菜の栽培（十日市場）】

¹ 【水源涵養】降水や河川水が地下に浸透し、湧水や地下水などの水源となること。

『健康・快適・安全な生活環境の創造』

環境の将来像 3：快適で住みよいまち
環境の将来像 4：安全で安心なまち

本市は、これまで大気・河川・土壌・地下水などの汚染対策、騒音・振動・悪臭の防止、化学物質による汚染対策など、生活環境の悪化を未然に防ぐ取り組みを推進してきました。また、歴史や文化などの景観の保全など、魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

空気や水がきれいで騒音などの不快要素のない暮らしは、快適で安全だけでなく、心や体の健康維持にも大切です。

そのため、公害や災害の防止、公共交通機関の利用による環境負荷の低減、景観に配慮したまちづくりによる「健康・快適・安全な生活環境の創造」を目指します。

環境の将来像	3. 快適で住みよいまち	4. 安全で安心なまち
施策の方向性	①公害の防止 ②景観に配慮したまちづくり ③緑化の推進	①低公害車、公共交通機関の利用による環境負荷の低減 ②災害の防止



【写真：騒音測定の様子】

『地球にやさしい循環型社会の創造』

環境の将来像5：再生可能エネルギーを利用し省エネルギーを推進するまち
環境の将来像6：ごみを減らし、資源の循環に努めるまち

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムや、近代的ライフスタイルの定着により、石油・石炭等の化石燃料の利用による温室効果ガスの発生などによる地球温暖化等の環境問題や、廃棄物問題などを抱え、これらの問題は地球規模で解決しなければならない課題となっています。

そのため、私たちはこれまでのライフスタイルを見直し、大量に生産された製品が大量の廃棄物として蓄積されていくシステムを転換し、同時に、資源を有効活用した環境負荷の少ない循環型社会を構築することが求められています。

そのため、限りある資源を有効活用し、日常生活・事業活動において、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用等、地球環境の保全に積極的に取り組む「地球にやさしい循環型社会の創造」を目指します。

環境の将来像

5. 再生可能エネルギーを利用し省エネルギーを推進するまち

6. ごみを減らし、資源の循環に努めるまち

施策の方向性

- ①自然エネルギーの有効活用
- ②省エネルギーの推進
- ③地球温暖化対策の推進

- ①3Rの推進
- ②分別収集の徹底
- ③ごみ減量啓発活動の推進



【写真：家中川小水力市民発電所「元気くん1号」】

『環境保全を進める参加と協働の取り組み』

環境の将来像 7：環境のために自ら学び、考え、行動するまち
環境の将来像 8：みんなが環境保全活動に取り組む美しいまち

さまざまな環境への課題に取り組み、目指す環境像を実現するためには、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、環境への理解を深めることが重要です。本市においてこれまでも、自然体験や環境教育をはじめ、環境情報の提供や環境学習の機会の充実を図ってきました。

今後もさらに市民一人ひとりの環境に対する興味と意識を高め、環境の保全と創造に向けて自ら学び、考え、それぞれの役割のもとで地域が一体となって環境保全に取り組むことが求められることから、「環境保全を進める参加と協働の取り組み」を目指します。

環境の将来像

7. 環境のために自ら学び、考え、行動するまち

8. みんなが環境保全活動に取り組む美しいまち

施策の方向性

①環境教育・環境学習の充実
②環境情報の発信

①不法投棄対策の推進
②環境保全活動の推進、支援



【写真：環境学習（エコあそび）の作品】

第3節 施策の体系



第3章 数値目標と目標を達成するための取り組み

基本目標ごとの目標

基本目標	数値目標		
	指標	基準年の値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
I 豊かな自然との共生	汚水処理人口率	33.0%	51.7%
II 健康・快適・安全な生活 環境の創造	大気、水質、騒音に関する環境 基準適合達成率	63.6%	100%
III 地球にやさしい循環型 社会の創造	市民一人あたりのごみの総排 出量	969g	950g
IV 環境保全を進める参加 と協働の取り組み	環境に関するイベントや活動 等への参加人数率	9.3%	15.0%

【数値目標担当課等略称一覧】

略称	課名	略称	担当名
地	地域環境課	環政	環境政策担当
		保全	環境保全担当
		振興	地域振興担当
産	産業課	農林	農林振興担当
		観光	商工観光担当
建	建設課	都市	都市計画担当
総	総務課	広報	法制広報担当
財	財務課	契約	契約担当
生	生涯学習課	生涯	生涯学習担当

汚水処理人口率を 51.7%以上

公共下水道の整備が進み供用開始区域が拡大したことにより、公共下水道区域では、各戸が下水道に接続することで、家庭のし尿と生活排水を終末処理場に送り、きれいな水に処理して河川等に放流することができるようになりました。

一方、公共下水道区域外では下水道を使用することができないため、公共用水域の水質汚濁を防止し、健全な水循環を図るためには合併浄化槽の設置が有効な手段です。

浄化槽には単独浄化槽と合併浄化槽があります。単独浄化槽は、水洗式トイレと連結してし尿のみを処理する設備で、台所・浴室等から排出される生活雑排水はそのまま公共用水路等に放流されてしまうので、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併浄化槽の設置が求められています。（注：平成 13 年 4 月の浄化槽法の一部改正により、原則として新たな浄化槽の設置は合併浄化槽のみとなっています。）

【目標設定の考え方】

市内水域の水質改善を図るには、公共下水道への接続や合併浄化槽の設置が有効な手段であることから、処理区域内水洗化人口（下水道処理区域内において下水道に接続している人口）及び合併浄化槽処理人口により算出した汚水処理人口が行政人口に占める割合とし、汚水処理人口の 50%を目指します。

【算出方法】

$$\text{汚水処理人口率 (\%)} = \frac{\text{合併浄化槽処理人口 (人)} + \text{下水道処理区域内水洗化人口 (人)}}{\text{行政人口 (人)}} \times 100$$

成果指標 (汚水処理人口率)	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 38 年度)
処理区域内水洗化人口	4,164 人	6,246 人
合併浄化槽処理人口	6,181 人	9,272 人
行政人口	31,348 人	30,012 人
汚水処理人口率	33.0%	51.7%

●環境の将来像

●施策の方向性

1. 清冽な水を守り、水と親しむまち

- ① 市内水域の水質改善の推進
- ② 湧水や地下水の保全・活用
- ③ 水辺の環境保全

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
市内水域の水質改善の推進	市	定期的に河川水質調査を実施し、結果を公表します。
		公共下水道の早期整備を図ります。
		公共下水道の処理区域外及び予定処理区域外における浄化槽の普及を推進するため、定期的に広報活動を行います。
		浄化槽の適正な維持管理について周知します。
		河川環境の保全に関する意識高揚を図ります。
		定式など地域の河川清掃活動に関する情報を発信します。
		地域が行う河川清掃活動を支援します。
	市民	河川や水路にごみを捨てないようにします。
		河川や水路の周辺にごみを放置ないようにします。
		下水道への接続を行います。
		浄化槽を設置します。
		浄化槽の適正管理を行い、生活排水の浄化に努めます。
		定式など地域の河川清掃活動に積極的に参加します。
		食用油の適正処理など、生活排水による河川の汚染を防ぎます。
	事業者	法令に基づく届出を行い、排水基準を守ります。
		工業排水等による河川の汚染防止に努めます。
		定期的に排水の水質検査を実施します。
		地域が行う河川清掃活動に参加・協力します。
	教育機関	市内の河川についての学習を深めます。
		河川の実態を知り、水質保全の大切さについての教育を進めます。
		子どもや保護者、学生に地域が行う河川清掃活動への参加を促します。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
浄化槽の適正管理に関する広報活動回数 (10年間累計)	地・保全	広報・ホームページ・CATVによる 広報活動累計	1回/年	30回/10年
BODのAA類型基準達成割合	地・保全	AA基準達成地点数 水質検査実施地点数	87%	100%

●環境の将来像

●施策の方向性

1. 清潔な水を守り、水と親しむまち

- ① 市内水域の水質改善の推進
- ② 湧水や地下水の保全・活用
- ③ 水辺の環境保全

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
湧水や地下水の保全・活用	市	安全でおいしい飲料水の安定供給のため、湧水・地下水の保全を推進し、水源地周辺の環境保全を図ります。
		節水意識の高揚を図る広報活動を実施します。
		地下水を守る条例を制定します。
		地下水利用者に対する水源涵養の指導に努めます。
		保水力のある山林の造成を支援します。
		雨水浸透枡の設置を普及・推進します。
		十日市場・夏狩湧水群など湧水地の保全・整備を支援します。
		湧水や地下水を知るプログラムを普及します。
	市民	地下水の適正利用と維持管理を行います。
		節水に努めます。
		遊休農地の解消や耕作放棄地の発生を抑制し、水源涵養に努めます。
		湧水や地下水を知るプログラムに参加します。
	事業者	地下水の適正利用と維持管理を行います。
		節水設備の設置に努めます。
		事業所内の駐車場等施設を浸透性舗装とするよう努めます。
		雨水浸透枡や雨水浸透側溝の設置に努めます。
		化学薬品等を適切に管理・使用・処理し、地下水源を守ります。
		節水のために雨水の活用を検討します。
	湧水や地下水を知るプログラムに参加・協力します。	
	教育機関	水を大切にする教育を進めます。
		市内の湧水地についての学習を深めます。
子どもや保護者、学生に湧水や地下水を知るプログラムへの参加を促します。		

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
節水に関する広報活動回数(10年間累計)	地・環政	広報・ホームページ・CATVによる 広報活動累計	0回/年	30回/10年
湧水や地下水を知るプログラム年間実施回数	地・環政 産・観光	地域環境課 産業課調べ	2回	4回

●環境の将来像

●施策の方向性

1. 清冽な水を守り、水と親しむまち

- ① 市内水域の水質改善の推進
- ② 湧水や地下水の保全・活用
- ③ 水辺の環境保全

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
水辺の環境保全	市	水辺に親しむことができる河川、水路の整備を図ります。
		水辺レクリエーションを普及します。
		太郎・次郎の滝など水辺環境の保全・整備を支援します。
		公共事業にあたっては、生態系・自然環境に配慮します。
	市民	地域が行う水辺の清掃活動に参加します。
		河原にごみを捨てないようにします。
		水辺レクリエーションに参加します。
	事業者	地域が行う水辺の清掃活動に参加・協力します。
		水辺レクリエーションに参加・協力します。
	教育機関	水辺の環境についての学習を深めます。
		水と親しみ、自然を大切にする教育を進めます。
		子どもや保護者、学生に地域が行う水辺の清掃活動への参加を促します。
子どもや保護者、学生に水辺レクリエーションへの参加を促します。		

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
水辺レクリエーション年間実施回数	産・観光 生・生涯	産業課 生涯学習課調べ	7回	10回
水辺環境の保全活動年間参加人数	産・観光 地・環政 地・振興	産業課 地域環境課調べ	20人	40人

●環境の将来像

●施策の方向性

2. 緑を守り、豊かに育むまち

- ① 森林、山林等の緑の保全・創造
- ② 生物多様性の保全
- ③ 環境保全型の農業の推進

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
森林、山林等の緑の保全・創造	市	森林の価値や魅力の啓発を行い、市民と森林のふれあいを推進します。
		森林レクリエーションを普及します。
		自然遊歩道の整備を行います。
		ボランティアや様々な団体と協働した森林管理を推進します。
		森林保護のための病害虫対策を検討します。
		山林所有者による所有林の維持管理を推進します。
	市民	身近な森林を守る活動に参加します。
		地域の森林について理解を深めます。
		所有する山林の維持管理を行います。
		森林レクリエーションに参加します。
	事業者	身近な森林を守る活動に参加・協力します。
		森林レクリエーションに参加・協力します。
		森林の素材を活かした製品の開発に努めます。
	教育機関	学校林を活用した教育を検討します。
		子どもや学生が森林と関わる機会を創出します。
		都留いきものふれあいの里などを活用し、教育に自然体験を取り入れます。
		子どもや保護者、学生に身近な森林を守る活動への参加を促します。
		子どもや保護者、学生に森林レクリエーションへの参加を促します。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
登山道・遊歩道年間整備回数	産・観光	産業課調べ	23回	25回
森林プログラム参加者数	産・観光	産業課調べ	651人	1,000人

●環境の将来像

●施策の方向性

2. 緑を守り、豊かに育むまち

- ① 森林、山林等の緑の保全・創造
- ② 生物多様性の保全
- ③ 環境保全型の農業の推進

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
生物多様性の保全	市	野生動植物の育成・生息地域の実態を把握します。
		在来の動植物が生息できる里山の保全、回復を図ります。
		生物多様性に関する体験学習会を行います。
		特定外来種の駆除について、関係機関と連携し検討します。
	市民	外来種やペット、昆虫などは適切に飼育管理を行います。
		希少な野生動植物の保全に協力します。
		在来の動植物が生息できる自然環境の保全に努めます。
		生物多様性に関する体験学習会に参加します。
	事業者	地域と協力し、希少な野生動植物の保全に協力します。
		在来の動植物が生息できる自然環境の保全に努めます。
		生物多様性に関する体験学習会に参加・協力します。
	教育機関	生物多様性の意義についての学習を深めます。
都留いさものふれあいの里などを活用し、教育に自然体験を取り入れます。(再掲)		
子どもや保護者、学生に生物多様性に関する体験学習会への参加を促します。		

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
森の動物に関するプログラム参加者数	産・観光	産業課調べ	80人	120人
森の動物に関する広報活動回数 (10年間累計)	産・観光	広報・ホームページ・CATVによる 広報活動累計	0回/年	20回/10年

●環境の将来像

●施策の方向性

2. 緑を守り、豊かに育むまち

- ① 森林、山林等の緑の保全・創造
- ② 生物多様性の保全
- ③ 環境保全型の農業の推進

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
環境保全型農業の推進	市	優良農地の確保・保全に努めます。
		農地中間管理事業等を活用した農地の効率的利用を推進します。
		農薬減量や有機農業を推進します。
		新たな農業の担い手の確保と育成に努めます。
		地産地消の推進を図ります。
		市場外流通の拡大への対応を推進します。
		6次産業化や戦略作物に対する奨励を実施します。
		農業体験イベントを実施します。
		地域作物のPRを推進します。
	市民	低農薬農産物を選んで購入します。
		地元産の農産物を積極的に購入します。
		休耕地を利用した家庭菜園で野菜を育てます。
		農業体験イベントに参加します。
	事業者	無農薬栽培、有機栽培に取り組みます。
		農業廃棄物のリサイクルや堆肥化に取り組みます。
		観光農業、グリーンツーリズムの実施に取り組みます。
		農業体験イベントに参加・協力します。
	教育機関	農業体験教育を取り入れます。
		学校給食で地元産農作物の使用を拡大します。
		子どもや保護者、学生に農業体験イベントの参加を促します。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
農業体験イベント年間参加人数	産・農林	産業課調べ	30人	30人
耕作放棄地面積	産・農林	産業課調べ	385ha	385ha

大気、水質、騒音に関する環境基準適合
100%達成

環境基準は、環境基本法第16条において「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められています。

本市では、国、県、市民、事業者と相互に連携する対策の推進により、環境基準の100%達成を目指します。

【目標設定の考え方】

大気、水質、騒音に関する合計6項目における各環境基準の適合状況を評価し、100%達成を目指します。なお、水質における項目については、「生活環境の保全に関する環境基準」の水域類型に指定されている桂川、朝日川、柄杓流川の3河川については類型別基準の適合状況の評価とし、その他の河川については、独自の基準として「生物化学的酸素要求量（BOD）における類型AA基準の1.0mg/L以下」を設定します。

【算出方法】

各項目の「測定地点数」における「適合地点数」の割合を算出します。

$$\text{環境基準達成率 (\%)} = \frac{\text{適合地点数 (ヶ所)}}{\text{測定地点数 (33ヶ所)}} \times 100$$

項目		測定地点数	適合地点数 (平成27年度)	目標適合地点数 (平成38年度)
大気	① 浮遊粒子状物質	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	② 二酸化窒素	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	③ 光化学オキシダント	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所
水質	④ 河川の水域類型	8ヶ所	3ヶ所	8ヶ所
	⑤ 生物化学的酸素要求量(BOD)	15ヶ所	13ヶ所	15ヶ所
騒音	⑥ 自動車騒音(昼夜間とも)	7ヶ所	3ヶ所	7ヶ所
環境基準達成率		-	63.6%	100%

●環境の将来像

●施策の方向性

3. 快適で住みよいまち

- ① 公害の防止
- ② 景観に配慮したまちづくり
- ③ 緑化の推進

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
公害の防止	市	事業所や企業に対し、公害の未然防止の方策を充実します。
		公害の監視・指導を行います。
		法令に基づく届出行為を周知・徹底し、公害防止の助言をします。
		定期的に河川水質調査を実施し、結果を公表します。(再掲)
		浄化槽の適正な維持管理を周知します。(再掲)
		主要幹線道路のバイパス化を推進し、渋滞緩和を図ります。
		環境問題の解決に向けた地域におけるルール作りや話し合いを支援します。
	市民	日常生活において、騒音、振動、悪臭で近隣に迷惑をかけないように配慮します。
		野焼きを行いません。
		浄化槽の適正な管理を行い、生活排水の浄化に努めます。(再掲)
		河川や側溝などの定期的な清掃を心がけます。
		自治会などで環境問題解決に向けてのルール作りや話し合いをします。
	事業者	法令に基づく届出を行い、大気汚染物質の排出基準を守ります。
		法令に基づく届出を行い、騒音、振動を防止します。
		野焼きを行いません。
		悪臭に関する法律規制等を遵守し、悪臭発生を防止します。
		土壌汚染に関する環境基準を遵守します。
		化学薬品等の使用と処理は適切に行います。
		農薬や化学肥料などは適切に使用します。
		近隣住民の生活時間に配慮した作業を行います。
		事業活動を行う地域と環境問題解決に向けてのルール作りや話し合いを行います。
	教育機関	有害化学物質や公害について学び、意識を高めます。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
公害に関する広報活動回数(10年間累計)	地・保全	広報・ホームページ・CATVによる 広報活動累計	7回/年	100回/10年

●環境の将来像

●施策の方向性

3. 快適で住みよいまち

- ① 公害の防止
- ② 景観に配慮したまちづくり
- ③ 緑化の推進

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
景観に配慮したまちづくり	市	景観に配慮した公共施設を整備します。
		景観条例の施行に向けた検討を行います。
		「城下町つる」のシンボルである勝山城跡（お城山）を保全します。
		都留市21秀峰の山林景観を保全します。
	市民	住宅を新築・改築するときは、周辺景観との調和に配慮します。
		太陽光発電設備を設置するときは、周辺の景観に影響を与えないよう配慮します。
		地域の良好な景観を、地域で守っていきます。
		市や地域でのまちづくり活動に協力します。
	事業者	建築物などを新築・増築するときは、地域の景観形成に寄与するよう配慮します。
		太陽光発電設備を設置するときは、周辺の景観に影響を与えないよう配慮します。
		市や地域でのまちづくり活動に協力します。
	教育機関	地域の良好な景観を知る教育を取り入れます。
		郷土の景観を守る気持ちを育む教育を心がけます。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
屋外広告物等の景観に関する広報活動回数 (10年間累計)	建・都市	広報・ホームページ・CATVによる 広報活動累計	1回/年	10回/10年

●環境の将来像

●施策の方向性

3. 快適で住みよいまち

- ① 公害の防止
- ② 景観に配慮したまちづくり
- ③ 緑化の推進

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
緑化の推進	市	市街地周辺の緑地を保全します。
		都市公園や街路等の緑化推進を図ります。
		公園・緑地整備への市民参加を推進します。
		市民の憩いの場となる施設の整備を推進します。
		公共施設等の整備を行うときは、自然の緑を残します。
	市民	地域の緑化推進に取り組みます。
		家庭内緑化に努めます。
		公共施設等の維持管理に協力します。
	事業者	事業所内緑化に努めます。
		開発を行うときは、自然の緑地を残します。
		地域の緑化活動に取り組みます。
		公共施設等の維持管理に協力します。
	教育機関	教育施設内の緑化に努めます。
		教育施設がある地域の緑化活動に協力します。
		子どもや保護者、学生に地域の緑化活動への参加を促します。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
地域の緑化活動参加人数	地・振興	地域環境課調べ (協働のまちづくり)	658人	790人

●環境の将来像

●施策の方向性

4. 安全で安心なまち

- ① 低公害車、公共交通機関の利用による環境負荷の低減
- ② 災害の防止

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
低公害車、公共交通機関の利用による環境負荷の低減	市	低燃費、低公害の公用車導入に努めます。
		公用車を運転するときは、アイドリングストップやエコドライブを行います。
		公共交通機関の充実を図ります。
		公共交通機関の利用を促進します。
		率先してノーカーデーに取り組みます。
	市民	近距離の移動は、徒歩や自転車を利用します。
		公共交通機関を積極的に活用します。
		自動車を購入するときは、低燃費・低公害車を選びます。
		自動車を運転するときは、アイドリングストップやエコドライブを心がけます。
	事業者	近距離の移動は、徒歩や自転車を利用します。
		低燃費・低公害の業務用車両導入を検討します。
		業務用車両を運転するときは、アイドリングストップやエコドライブを心がけます。
		共同輸送等物流の効率化に取り組みます。
		公共交通機関や自転車による通勤を推奨し、ノーカーデーに取り組みます。
	教育機関	公共交通機関の利用を促します。
		徒歩や自転車利用を促します。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
市役所職員ノーカーデー年間実施回数	地・環政	地域環境課調べ	4回	12回
市内循環バス年間利用者割合	地・振興	$\frac{\text{利用者数}}{\text{行政人口}}$	33.5%	40.0%
乗り合いタクシー年間利用者割合	地・振興	$\frac{\text{利用者数}}{\text{行政人口}}$	6.9%	8.0%

●環境の将来像

●施策の方向性

4. 安全で安心なまち

- ① 低公害車、公共交通機関の利用による環境負荷の低減
- ② 災害の防止

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
災害の防止	市	民間林を含む森林の適正管理を推進します。
		空家等の適正管理を指導します。
		一定規模を超える開発行為に対して必要な指導を行います。
		安心・安全な太陽光発電施設の設置を指導します。
	市民	所有する森林の適正管理に努めます。
		所有する空き家や空き地の適正管理を行います。
		太陽光発電設備を設置するときは、周辺の安全に配慮します。
		日ごろから近隣の住民とのネットワークを構築します。
	事業者	開発を行うときは、周辺の安全確保に努めます。
		所有する空き店舗、空き工場、空き倉庫、空き地の適正管理を行います。
		太陽光発電設備を設置するときは、都留市地域防災計画に掲載されている災害危険区域周辺への設置を避け、周辺の安全に配慮します。
		日ごろから近隣の住民と良好な関係を構築します。

【目標】

指標	地・保全	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
空家等の管理不全改善率(累計)	地・環政	$\frac{\text{改善数}}{\text{苦情数}}$	50%	80%
再生可能エネルギー発電設備届出割合 (要綱施行 平成27年11月1日)	地・環政	$\frac{\text{届出件数}}{\text{設備認定件数}}$	現状値なし	100%

市民一人あたりのごみの排出量を 950g に減量

ごみ減量やリサイクル、再生品の使用に関する意識啓発に努め、市民、事業者、教育機関がごみの分別とリサイクルに取り組むにより、市民一人あたりのごみの排出量削減を目指します。

【目標設定の考え方】

排出量は、一般廃棄物処理実態調査により公表された、一人 1 日あたりのごみ総排出量とします。

【算出方法】

一人 1 日あたりのごみ総排出量は、次の計算式で算出します。

$$\text{一人 1 日あたりごみ排出量 (g/人日)} = \frac{\text{ごみ総排出量 (g)}}{\text{総人口 (人)} \times \text{該当年度の日数 (日)}}$$

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 38 年度)
一人 1 日あたりのごみ排出量	969g	950g
うち生活系ごみ	716g	702g

●環境の将来像

●施策の方向性

5. 再生可能エネルギーの利用
と省エネルギーの推進を心
がけるまち

- ① 再生可能エネルギーの有効活用
- ② 省エネルギーの推進
- ③ 地球温暖化対策の推進

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
再生可能エネルギーの有効活用	市	住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金制度を継続し、制度の周知を図ります。
		住宅用自然エネルギー発電システム設置補助金制度を継続し、制度の周知を図ります。
		木質バイオマス ¹ 資源を活用した暖房器具設置補助金制度を継続し、制度の周知を図ります。
		公共施設を整備するときは、再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
		再生可能エネルギーの普及を支援します。
	市民	家庭用再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
	事業者	再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
教育機関	再生可能エネルギーについての知識を深める教育をします。	

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
住宅用太陽光発電システム出力累計	地・環政	補助金交付出力累計	2,495.037kW	2,994.000kW
家中川小水力市民発電所の総発電量	地・環政	地域環境課調べ	166,515kWh	200,000kWh

¹【木質バイオマス】「バイオマス」とは生物資源の量を表す言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のこと。その中で木材からなるものを「木質バイオマス」と呼び、主に樹木の伐採や造林のときに発生した枝や葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などがある。

●環境の将来像

●施策の方向性

5. 再生可能エネルギーの利用
と省エネルギーの推進を心
がけるまち

- ① 再生可能エネルギーの有効活用
- ② 省エネルギーの推進
- ③ 地球温暖化対策の推進

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
省エネルギーの推進	市	イベントや広報などにより、省資源・省エネルギー意識の啓発に努めます。
		住宅用高効率給湯器設置補助金制度を継続し、制度の周知を図ります。
		コージェネレーションシステム設置補助金制度を継続し、制度の周知を図ります。
		庁内での節電等、省エネルギーを推進します。
		公共施設を整備するときは、省エネルギーに配慮した設計を検討します。
		低燃費・低公害の公用車導入に努めます。(再掲)
		公用車を運転するときは、アイドリングストップやエコドライブを行います。(再掲)
		クールビズ・ウォームビズを推進します。
	市民	家庭での節電等、省エネルギーに努めます。
		住宅用省エネルギー機器の設置や省エネルギー型製品の使用を心がけます。
		カーテンやブラインドを活用した室内温度調整を心がけます。
		自動車を購入するときは、低燃費・低公害車を選びます。(再掲)
		自動車を運転するときは、アイドリングストップやエコドライブを行います。(再掲)
		公共交通機関を積極的に活用します。(再掲)
	事業者	事業所での節電等、省エネルギーに努めます。
		省エネルギー型製品の利用、開発、製造、販売に努めます。
		事業所等を整備するときは、省エネルギーに配慮した設計を心がけます。
		カーテンやブラインドを活用した室内温度調整を心がけます。
		低燃費・低公害の業務用車両導入を検討します。(再掲)
		事業所でのクールビズ・ウォームビズを推進します。
		業務用車両を運転するときは、アイドリングストップやエコドライブを行います。(再掲)
	教育機関	教育機関ごとに、エネルギー使用量の削減に取り組めます。
		省エネルギーについての知識を深める教育をします。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
住宅用省エネルギー機器設置件数 (潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器、二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器)	地・環政	補助金交付累計	321件	480件
市役所・いきいきプラザ電気由来 CO ₂ 排出量	地・環政	使用量×CO ₂ 排出係数	209,371kg-CO ₂	164,699kg-CO ₂
小中学校電気由来 CO ₂ 排出量	地・環政	使用量×CO ₂ 排出係数	409,563kg-CO ₂	322,059kg-CO ₂

●環境の将来像

●施策の方向性

5. 再生可能エネルギーの利用
と省エネルギーの推進を心
がけるまち

- ① 再生可能エネルギーの有効活用
- ② 省エネルギーの推進
- ③ 地球温暖化対策の推進

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
地球温暖化対策の推進	市	地球温暖化実行計画を推進します。
		環境家計簿 ¹ に関する啓発を行います。
		率先して庁内のグリーン購入 ² を推進します。
		市民、事業者のグリーン購入に関する意識啓発を行います。
		地球環境保全に関する自治体ネットワークに参加します。
		地球温暖化対策に関する意識啓発を図ります。
		事業者の地球温暖化対策を支援します。
		紙の使用量を削減し、古紙製品の利用や古紙回収を推進します。
	市民	環境家計簿に挑戦します。
		グリーン購入を心がけます。
		地球環境保全に関するイベントに参加します。
		ノンフロン製品を利用します。
		紙の使用量を削減し、古紙製品の利用や古紙回収に協力します。
	事業者	グリーン購入を心がけます。
		地球環境保全に関するイベントに参加・協力します。
		グリーンアクションパートナー事業に参加します。
		フロンは適正に回収、処理します。
		ノンフロン製品の利用、開発、製造、販売に努めます。
		紙の使用量を削減し、古紙製品の利用や古紙回収に努めます。
	教育機関	グリーン購入に努め、グリーン購入を推進します。
		子どもや保護者、学生に地球環境保全に関するイベントの参加を促します。
		紙の使用量を削減し、古紙製品の利用や古紙回収に努めます。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
グリーン購入調達率	財・契約	$\frac{\text{対象物品購入数}}{\text{物品購入総数}}$	93.8%	100%
コピー用紙の購入量(庁舎における年間購入量)	総・広報	総務課調べ	3,693,500 枚	3,324,150 枚

¹ 【環境家計簿】家庭の日常生活で使用する「電気・ガス・灯油・ガソリン等の使用料」から「CO₂ 排出量」を計算し記録することにより、地球と家計にやさしいライフスタイルの習慣づけを目的とした取り組みのこと。

² 【グリーン購入】製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

●環境の将来像

●施策の方向性

6. ごみを減らし、資源の循環に努めるまち

- ① 3Rの推進
- ② 分別収集の徹底
- ③ ごみ減量啓発活動の推進

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
3Rの推進	市	3R ¹ の推進を図ります。
		市主催の事業実施の際は、参加者と協働してごみの減量化に努めます。
		不用物の正しい分別と回収を推進します。
		生ごみ処理容器設置補助金制度を継続し、制度の周知を図ります。
		事業者に対し過剰包装の抑制を呼びかけます。
		新たなリサイクル制度の啓発を行います。
	市民	マイバック持参を心がけ、過剰包装は辞退します。
		買いすぎ、作りすぎを控え、詰替製品の活用などに努めます。
		物を大切に、繰り返し長く使います。
		壊れてしまったものは修理して使います。
		再使用・再資源化しやすい商品を選んで購入します。
		生ごみ処理容器を設置し、生ごみをたい肥化して活用します。
	事業者	利用客にマイバックの持参を呼びかけます。
		過剰包装を控えます。
		梱包材の再使用を進めます。
		再資源化物の回収推進に取り組みます。
		再使用・再資源化しやすい商品の購入、開発、販売に努めます。
		リサイクル製品の使用を積極的に進めます。
	教育機関	学校給食を残さず食べる教育を行います。
		3Rについての理解を深める教育を心がけます。
		バザー活動を推進します。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
マイバック持参率	地・保全	レジ袋削減効果等 集計結果	89.7%	90%
生ごみ処理容器設置者数(累計)	地・保全	生ごみ処理容器 設置補助金申請者 (累計)	3,572 件	4,290 件

¹ 【3R:3アール】ごみを減らすためのRではじまる3つの行動のこと。「Reduce(リデュース)ごみをつくらない(発生させないこと)」「Reuse(リユース) 繰り返し使うこと」「Recycle(リサイクル)資源として再生利用すること」

●環境の将来像

●施策の方向性

6. ごみを減らし、資源の循環に努めるまち

- ① 3Rの推進
- ② 分別収集の徹底
- ③ ごみ減量啓発活動の推進

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
分別収集の徹底	市	資源物回収の分別収集について周知徹底を図ります。
		ごみステーションの適正配置を図ります。
		事業系ごみの適正な処理を推進します。
		イベント開催時のごみの分別を推進します。
		容器包装リサイクル法 ¹ 、家電リサイクル法 ² など、新たなりサイクル制度の啓発を行います。
	市民	地域で協働して、資源ごみ収集を進めます。
		不用物の正しい分別を行い、再資源化に努めます。
		イベントや祭事に参加するときは、ごみの分別に協力します。
		容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など、新たなりサイクル制度に基づく分別収集を守ります。
	事業者	産業廃棄物の管理・処理について責任をもって行います。
		事業系ごみを適正に自己処理します。
		イベントを開催するときは、ごみの分別に努めます。
		イベントや祭事に参加するときは、ごみの分別に協力します。
		容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など、新たなりサイクル制度に基づく分別収集を徹底します。
	教育機関	イベントや行事を開催するときは、ごみの分別に取り組みます。
		ごみの分別について意識啓発を図ります。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
分別収集に関する広報活動回数(10年間累計)	地・保全	広報・ホームページ・CATVによる 広報活動累計	8回/年	100回/10年

¹ 【容器包装リサイクル法】家庭から出るごみの6割(容積比)を占める容器包装廃棄物を資源として有効活用することにより、ごみの減量化を図るための法律。

² 【家電リサイクル法】一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効活用を推進するための法律。

●環境の将来像

●施策の方向性

6. ごみを減らし、資源の循環に努めるまち

- ① 3Rの推進
- ② 分別収集の徹底
- ③ **ごみ減量啓発活動の推進**

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
ごみ減量啓発活動の推進	市	イベント開催時のごみの減量化を推進します。
		ごみの減量化やリサイクル、再生品の使用に関する意識啓発を行います。
		職員が率先してごみの減量化に取り組むよう啓発を行います。
		イベント開催や広報など、ごみの減量化に関する啓発活動を行います。
	市民	不用物の分別とリサイクルに取り組み、ごみの減量化に努めます。
		地域の祭り等のイベントを開催するときは、ごみの減量化を推進します。
		イベントや祭事に参加するときは、ごみの減量化に協力します。
	事業者	不用物の分別とリサイクルに取り組み、ごみの減量化に努めます。
		イベントを開催するときは、ごみの減量化に努めます。
		イベントや祭事に参加するときは、ごみの減量化に協力します。
		従業員に対し、ごみの減量化に関する啓発を行います。
	教育機関	不用物の分別とリサイクルに取り組み、ごみの減量化に努めます。
		イベントや行事を開催するときは、ごみの減量化に努めます。
		ごみの減量化やリサイクル、再生品の使用に関する意識啓発に努めます。
		職員に対し、ごみの減量化に関する啓発を行います。
		人が集まるときは、ごみの減量化に関する啓発活動を行います。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 38 年度)
ごみ減量に関する広報活動回数(10年間累計)	地・保全	広報・ホームページ・CATVによる 広報活動累計	3回/年	50回/10年
ごみ焼却施設年間見学者数	地・保全	地域環境課調べ	508人	610人

環境に関するイベントや活動等への参加人数が、
人口の15%

環境に関するイベントや活動等への参加人数は、環境保全の推進について、市民、事業者の参加と協働の取り組み具合を表す指標のひとつです。環境に関するイベントや学習会の開催や環境保全活動を支援し、イベント等への参加者が増えることを目指します。

【目標設定の考え方】

環境に関するイベントや活動等は、「市が主体となって実施するもの」「地域が主体となって実施するもの」「事業者が主体となって実施するもの」「教育機関が主体となって実施するもの」等があります。

ここでは、市及び都留市環境保全市民会議、地域が主体となって実施するイベントや活動等への参加人数が、計画期間の最終年度に人口の15%を達成することを目指します。

【算出方法】

環境に関するイベントや活動等への参加人数は、1年間における次のイベントや活動等への参加人数の和で算出します。

種類	算定の対象
環境に関する 会議、イベント、研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・市が開催する環境関連イベント、研修会 ・都留市環境保全市民会議による会議 ・都留市環境保全市民会議が実施する環境関連イベント ・地域が主体となって実施する環境関連イベント (自治会、育成会、各地域協働のまちづくり推進会 など)
環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・市が開催する環境保全活動 ・都留市環境保全市民会議が実施する環境保全活動 ・地域が主体となって実施する清掃活動 (自治会、育成会、各地域協働のまちづくり推進会 など)

成果指標 (環境に関するイベント等参加率)	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
参加者総数	2,908人	4,502人
行政人口	31,348人	30,012人
参加率	9.3%	15%

●環境の将来像

●施策の方向性

7. 環境のために自ら学び、考え、行動するまち

① 環境教育・環境学習の充実

② 環境情報の発信

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
環境教育・環境学習の充実	市	市内自然体験フィールドを活用したイベントや自然観察会などを開催します。
		さまざまな年代の市民に対する環境教育・環境学習を実施します。
		大人と子どもが一緒に参加できる環境教育・環境学習を実施します。
		地域における環境教育・環境学習を支援します。
		環境教育・環境学習を担う人材を育成します。
	市民	環境教育や環境学習に参加します。
		家庭で環境について話しをするよう心がけます。
		家族で自然とふれあう体験をするよう心がけます。
		身近な川や山に興味を持ち、自然について学びます。
	事業者	環境教育や環境学習のために場所や人材を提供します。
		環境教育や環境学習に参加・協力します。
		従業員に向けた環境研修を行います。
		事業所の環境への取り組みを考える担当部署を設置します。
	教育機関	教員や学生を中心として、環境教育・環境学習の担い手を育成します。
		環境教育について、幼児期から大学までの連携を図ります。
		子どもと保護者が一緒に参加できる環境教育・環境学習を推進します。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
ネイチャーセンター年間利用人数	産・観光	産業課調べ	4,644人	5,600人
環境教育・環境学習会年間実施回数	地・環政	地域環境課調べ	2回	12回

●環境の将来像

●施策の方向性

7. 環境のために自ら学び、考え、行動するまち

- ① 環境教育・環境学習の充実
- ② 環境情報の発信

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
環境情報の発信	市	環境教育・環境学習などに関する情報を公開し、市民の参加を促します。
		広報誌やインターネットを活用して積極的情報発信を行います。
		図書館の環境に関する図書や資料を充実させます。
	市民	環境保全や環境教育・環境学習に関する情報を活用します。
		グループや個人で実施している環境への取り組みに関する情報交換をします。
		図書館にある環境に関する図書や資料を活用します。
	事業者	事業所活動で実施している環境への取り組みを公表します。
		事業所内で環境に関する情報を共有します。
	教育機関	学校での環境に関する取り組みを地域に情報発信します。
		図書館に、環境に関する図書や資料を充実させます。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
環境教育・環境学習年間参加人数	地・環政	地域環境課調べ	50人	300人
環境教育情報広報活動件数(10年間累計)	地・環政	広報・ホームページ・CATVによる 広報活動累計	0回/年	50回/10年

●環境の将来像

●施策の方向性

8. みんなが環境保全活動に取り
組む美しいまち

① 不法投棄対策の推進

② 環境保全活動の推進、支援

【各主体の役割】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
不法投棄対策の推進	市	県や警察などと連携し、不法投棄の防止に努めます。
		不法投棄の監視パトロールを行います。
		標識や看板などの設置や、広報やホームページによる不法投棄の防止を図ります。
		不法投棄物の責任の所在を明らかにし、必要な措置を講じます。
		公共用地に放置されている不法投棄廃棄物の撤去に努めます。
	市民	環境パトロール活動に積極的に参加します。
		廃棄物は決められた方法で廃棄します。
	事業者	事業活動中の不法投棄発見・通報に努めます。
		産業廃棄物は決められた方法で廃棄します。
	教育機関	ごみの廃棄に関するモラルを育てます。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
不法投棄監視パトロール年間実施回数	地・保全	地域環境課調べ	335回	400回
不法投棄防止広報活動件数(10年間累計)	地・保全	広報・ホームページ・CATVによる 広報活動累計	0回/年	50回/10年

●環境の将来像

●施策の方向性

8. みんなが環境保全活動に取り組む美しいまち

① 不法投棄対策の推進

② 環境保全活動の推進、支援

【目標】

施策の方向性	主体	環境の将来像へ向けての取り組み
環境保全活動の推進、支援	市	市民、事業所、教育機関の環境保全活動を支援します。
		協働のまちづくり推進会や自治会など地域による環境保全活動を支援します。
		ボランティアによる環境保全活動を支援します。
		環境保全のための具体的な取り組みを実践し、広く提案します。
		広報誌やインターネットを活用し、環境保全意識の啓発を推進します。
		他の自治体との広域での協力体制を推進します。
	市民	協働のまちづくり推進会や自治会など地域による環境保全活動に参加・協力します。
		地域での環境保全活動に積極的に参加します。
		団体や個人間で環境保全活動の情報交換をします。
	事業者	市や自治会、団体等が行う環境保全活動に参加・協力します。
		事業所間で環境に関する情報交換や連携を行います。
		事業所で実施した環境保全活動の情報を公開します。
		地域での環境保全活動に参加・協力します。
		環境保全のボランティア活動に参加する従業員を支援します。
	教育機関	子どもや保護者、学生に地域で行われる環境保全活動への参加を促します。
		教育機関がある地域と協働して環境保全活動に取り組みます。

【目標】

指標	担当	算出方法	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
地域清掃活動へのごみ袋年間配布数	地・保全	地域環境課調べ	5,864 枚	7,000 枚
環境保全意識啓発活動回数(10年間累計)	地・保全 地・環政	広報・ホームページ・CATVによる啓発活動累計	0 回/年	50 回/年

第4章 計画の推進と進捗管理

第1節 推進体制

本市が目指す環境像の実現に向け、市・市民・事業者及び教育機関の自主的な活動を推進し、それらの活動を有機的に結び合わせながら、各主体の役割を明確にするなかで各主体が互いに連携しながら効果的な推進を図ることが求められます。

また、庁内においても、関係部署の連携による調整と取り組みを推進するため、横断的な庁内検討会議を行います。

さらに、新基本計画の推進にあたって広域的な対応を必要とする施策については、国や県、他の自治体と緊密に連携・協力していきます。

① 都留市環境審議会

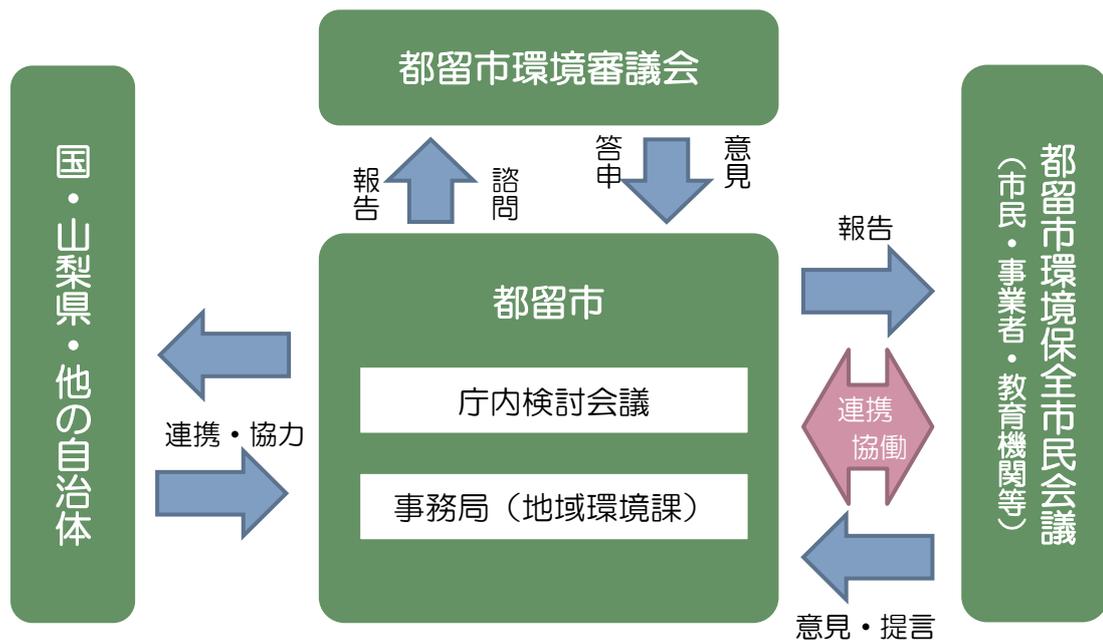
環境の保全に関する基本的事項（環境基本計画等）や市長の諮問に応じて環境の保全に関する重要な事項について調査審議し、意見の答申を行います。

② 庁内組織

庁内の環境施策等に関し総合的な調整を行うため、必要に応じて関係課担当により庁内検討会議を組織し、本計画の推進にかかる相互調整及び連携を行います。

③ 都留市環境保全市民会議

市民・事業所及び教育機関等で組織し、環境基本計画に基づき、重点的な取り組みの企画・実践を行い、環境情報の発信や各主体とのネットワークの構築などを提案していきます。

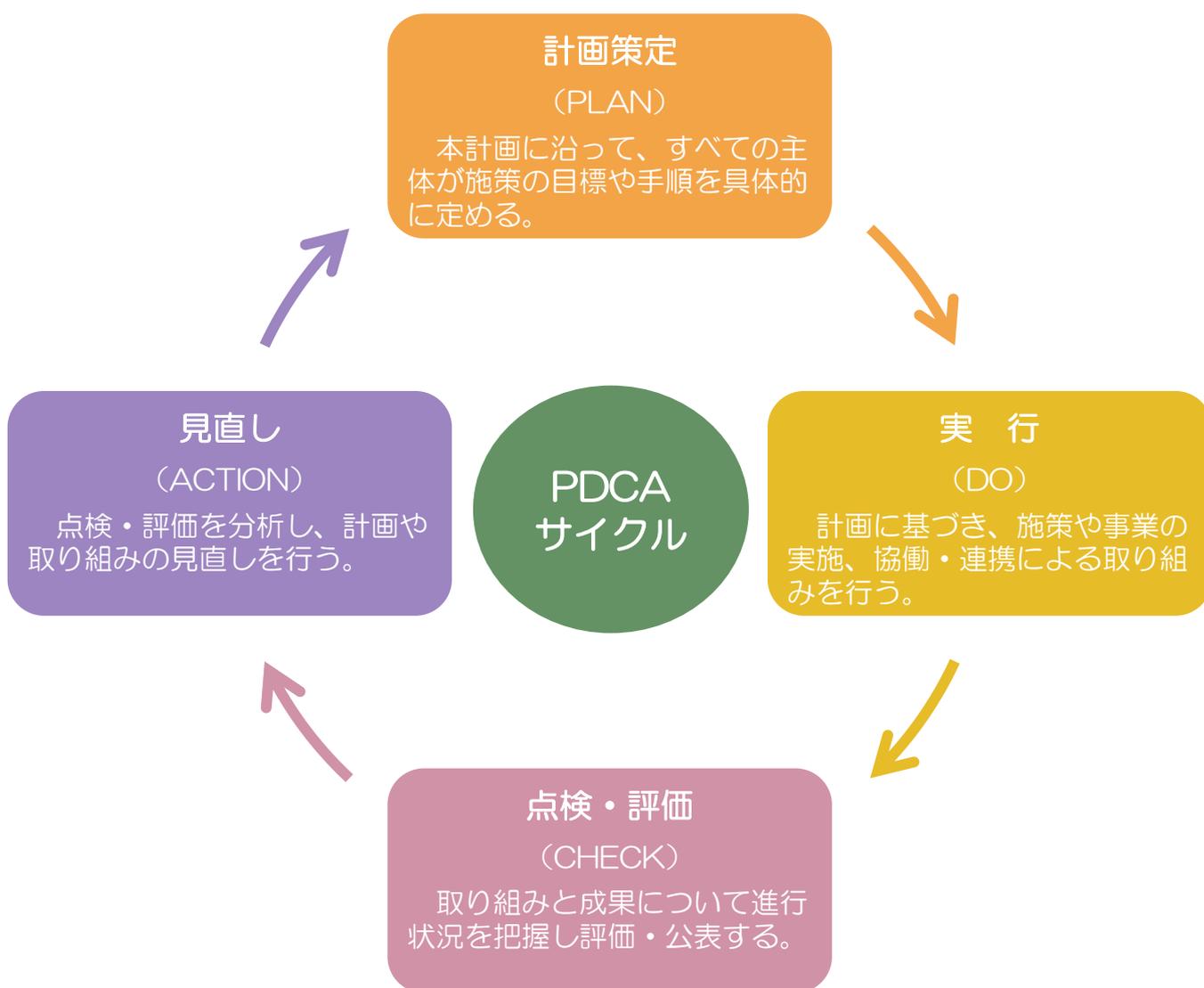


第2節 推進管理

新基本計画は、目指すべき環境像の実現に向けた環境保全施策であり、各主体が行うべき行動が示されていますが、その実効性を確保するためには、計画の推進管理や情報の開示が重要です。このため、市では、計画の推進状況を常に把握・管理し、これらの状況を広く市民に公表していくとともに、施策の効果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかに処置を講ずることとします。

【計画の進行管理】

新基本計画に基づく施策を実行的かつ継続的に推進していくための進行管理の仕組みとして、下図のとおり計画（PLAN）➤実行（DO）➤点検・評価（CHECK）➤見直し（ACTION）のPDCAサイクル¹に基づき実施します。



¹ 【PCDA サイクル】事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進めるマネジメントのことをいう。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(見直し)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

第2次都留市環境基本計画

平成29年3月

■発行 都留市

■編集 都留市市民部地域環境課

〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号

TEL：554-43-1111（代表）

FAX：0554-43-5049

MAIL：kankyouseisaku@city.tsuru.lg.jp

<http://www.city.tsuru.yamanashi.jp>